

新 旧 対 照 表

地域活性化総合特別区域（持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区）

新	旧
<p style="text-align: center;">地域活性化総合特別区域計画</p> <p>作成主体の名称 略</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域活性化事業の名称</p> <p>「誰もが安心して暮らし続けられる地域」を実現するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、地域住民と協働して地域づくり等に取り組むNPO法人を事業主体として、地域住民全員が会費を負担して経営に参画し、相互扶助の精神に基づき労力や技術等を無償又は安価で提供して経費を削減し、また、既存の概念にとらわれずに事業を行い多様な収益を確保することにより経営の安定化を図りながら、継続的に生活サービスを提供する『自立経営型NPO法人による生活サービス提供モデル』の構築に係る取組を行っていく。</p> <p>そのための突破口として、喫緊の課題である生活交通事業に取り組み、その成功体験を糧に、地域特性を活かした旅行商品の企画販売などの事業へ領域拡大を図ることで収入源を確保し、生活交通に限らず買物支援・高齢者の見守り・除雪支援などの生活支援サービスの充実と継続性を高めることにより、持続可能な中山間地域の形成を図る。</p> <p>①生活交通事業（自家用マイクロバス有償貸渡）（規制の特例措置（過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業）、別紙2-1）</p> <p>②生活交通事業（小国地域）（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）</p> <p>4 略</p> <p>別紙2-1 <規制の特例措置（過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業）></p>	<p style="text-align: center;">地域活性化総合特別区域計画</p> <p>作成主体の名称 略</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域活性化事業の名称</p> <p>「誰もが安心して暮らし続けられる地域」を実現するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、地域住民と協働して地域づくり等に取り組むNPO法人を事業主体として、地域住民全員が会費を負担して経営に参画し、相互扶助の精神に基づき労力や技術等を無償又は安価で提供して経費を削減し、また、既存の概念にとらわれずに事業を行い多様な収益を確保することにより経営の安定化を図りながら、継続的に生活サービスを提供する『自立経営型NPO法人による生活サービス提供モデル』の構築に係る取組を行っていく。</p> <p>そのための突破口として、喫緊の課題である生活交通事業に取り組み、その成功体験を糧に、地域特性を活かした旅行商品の企画販売などの事業へ領域拡大を図ることで収入源を確保し、生活交通に限らず買物支援・高齢者の見守り・除雪支援などの生活支援サービスの充実と継続性を高めることにより、持続可能な中山間地域の形成を図る。</p> <p>生活交通事業（小国地域）（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）</p> <p>4 略</p>

1 特定地域活性化事業の名称

生活交通事業（自家用マイクロバス有償貸渡）（規制の特例措置（過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

総合特区内において道路運送法第78条第2号に基づく過疎地有償運送（以下、「過疎地有償運送」という。）を行う特定非営利活動法人

3 特定地域活性化事業の内容

① 事業概要

総合特区内において過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が、他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバス等の有償貸渡しを行う。

② 事業に関与する主体

総合特区内において過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人

③ 事業が行われる区域

総合特区内

④ 事業の実施期間

計画の認定後（平成25年度以降）

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

総合特区内で過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が、他車種での貸渡経営実績を有していなくても他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバス等の有償貸渡しを行うことが実現することにより、当該特定非営利活動法人の収益の多様化が図られ、総合特区内における生活サービスの継続性の向上が期待される。

⑥ その他

特になし。

4 当該特別の措置の内容

① 規制の特例措置の必要性

総合特区内では、人口減少に伴う市場規模の縮小により、民間路線バスの撤退や商店の廃業などの弊害が生じている。また、行政も市町村合併による広域化や厳しい経済情勢の下、複雑・多様化した地域社会の課題に対し、単独で継続的に解決を図ることが困難となっている。このような状況のなか、誰もが安心して暮らし続けられる地域を実現するため、行政でもない、民間でもない新たな枠組みにより生活サービスの継続性を確保することが課題である。

その解決策として、事業主体が既存の概念にとらわれずに事業を行い多様な収益を確保することにより経営の安定化を図りながら生活サービスを継続的に提供する仕組みづくりが求められている。

総合特区内においては、地域生活交通を維持するために特定非営利活動法人が過疎地有償運送を行っているが、過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバスを他人の需要に応じて有償で貸渡すために必要な許可は、他車種での貸渡経営実績2年以上を有することとされている。このことは、資金力に乏しい特定非営利活動法人にとって負担が大きく、参入障壁となっていた。

以上のことから、この規制の特例措置は、過疎地有償運送の用に供する車両の有効活用を促し、特定非営利活動法人の収益の多様化に資するものと考えられることから、総合特区内における生活サービスの継続性確保という政策課題を解決する上で必要な措置であると考え。

② 特例措置を適用するために必要な手続等

過疎地有償運送に係る運営協議会において、過疎地有償運送の用に供する自家用自動車レンタルカー事業に兼用されることについて合意する。

長岡市において、貸切バス経営類似行為防止啓発パンフレットの作成や過疎地有償運送を行う者の職員情報及び貸渡されるマイクロバスを利用する運転者に係る情報（運転者の紹介及びあっせんを含む。）の事前収集等貸切バス経営類似行為防止のために必要な措置を講ずる。

特例措置の適用を受けようとする特定非営利活動法人において、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請する。

別紙2-4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>

1 特定地域活性化事業の名称 略

2 当該特別の措置を受けようとする者 略

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

(1) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

当該区域の地域住民の公共交通に対する満足度を高めるため、さらに定住化を図るための方策として地域の実情にあった生活交通サービス（あらかじめ設定された経路上におけるバスの定期運行だけでなく、地域住民の団体活動等を促進するため、車両を使用しない日や時間帯に限り、地域住民に対して車両の貸渡しを行うもの）を提供する事業（生活交通事業）を行う特定非営利活動法人に対して、円滑な事業実施を図るために、金融機関が当該事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業を行う。

別紙2-4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>

1 特定地域活性化事業の名称 略

2 当該特別の措置を受けようとする者 略

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

(1) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

当該区域の地域住民の公共交通に対する満足度を高めるため、さらに定住化を図るための方策として地域の実情にあった生活交通サービス（あらかじめ設定された経路上におけるバスの定期運行だけでなく、地域住民の団体活動等を促進するため、車両を使用しない日や時間帯に限り、地域住民に対して車両の貸渡しを行うもの）を提供する事業（生活交通事業）を行う特定非営利活動法人に対して、円滑な事業実施を図るために、金融機関が当該事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業を行う。

(2) 略

別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- 山古志地域・太田地区生活交通運行補助金 (H20年7月より措置/H25年度予算案: 6,000千円)
- 小国地域生活交通運行補助金 (H24年4月より措置/H25年度予算案: 16,500千円)
- 川口地域生活交通運行補助金 (H25年4月より措置予定/H25年度予算案: 12,000千円)
- 財団法人山の暮らし再生機構補助金 (H19年4月より措置/H25年度予算案: 58,200千円)

2. 略

3. 地方公共団体等における体制の強化

- 地域振興戦略部総合特区担当 (H23年4月設置/人員2名)
- 都市整備部交通政策課総合特区担当 (H23年4月設置/人員2名)

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- 長岡市中山間地域自立促進協議会活動支援研修会 (H24年度から実施)
- 長岡市中山間地域自立促進協議会活動支援先進地視察 (H24年度から実施)

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	≪生活交通事業(自家用マイクロバス有償貸渡)≫別紙2-1関係
これまでの調整状況	平成23年9月27日 長岡市中山間地域自立促進協議会において、「道路運送法第80条第1項の

生活交通事業は、当該総合特区の政策課題である「生活サービスの継続性確保」の解決策である「自立経営型NPO法人による生活サービス提供モデル」の構築のための突破口として、喫緊の課題である生活交通サービスの提供を実施するものである。なお、提案した規制の特例措置(過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和及び自家用マイクロバスの貸渡しの許可基準の緩和)については、「国と地方の協議会」において協議中であることから、当面は、道路運送法第78条第2号に定める「自家用有償旅客運送」のうち、同法施行規則第49条第2号に定める「過疎地有償運送」を行うものである。

(2) 略

別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- 山古志・太田コミュニティバス運行補助金 (H20年7月より措置/H23年度交付決定額: 4,047千円)
- 小国コミュニティバス等運行補助金 (H24年4月より措置予定/H24年度予算案: 16,000千円)
- 財団法人山の暮らし再生機構補助金 (H19年4月より措置/H23年度交付決定額: 51,000千円)

2. 略

3. 地方公共団体等における体制の強化

- 市長政策室政策企画課総合特区担当 (H23年4月設置/人員2名)
- 地域振興戦略部総合特区担当 (H23年4月設置/人員2名)
- 都市整備部交通政策課総合特区担当 (H23年4月設置/人員2名)

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

特になし。

	規定に基づく自家用自動車の有償貸渡しの許可において、道路運送法第78条第2号に基づく過疎地有償運送を行う者が、当該運送の用に供するマイクロバスの貸渡しを行う場合に限り、他車種での貸渡経営実績を有していなくてもマイクロバスの貸渡しを可能とする要件の緩和をする。」旨の提案を行うことを合意した。
特定する方法	総合特区内において過疎地有償運送を行う者を対象とする。
今後の予定	総合特区内において過疎地有償運送を行う者があれば随時対象とする。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要 略

別添4別紙 略

別添6 地域協議会の協議の概要【1/2】 略

別添6 地域協議会の協議の概要【2/2】

地域協議会の名称	長岡市中山間地域自立促進協議会
地域協議会の設置日	平成23年8月18日
地域協議会の構成員	長岡市 財団法人山の暮らし再生機構 社団法人中越防災安全推進機構 特定非営利活動法人中越防災フロンティア 特定非営利活動法人MTNサポート NPO法人フォーラム栃尾熱都 特定非営利活動法人くらしサポート越後川口 株式会社大光銀行
協議を行った日	(第9回)平成25年3月19日 書面議決

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要 略

別添4別紙 略

別添6 地域協議会の協議の概要 略

<u>協議会の意見の概要</u>	<u>事務局（長岡市）から提案された地域活性化総合特別区域計画の変更（案）</u> <u>に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意思表示があった。</u>	
<u>意見に対する対応</u>	<u>特になし。</u>	